



アライグマ駆除奨励金について

小平町内におけるアライグマの生息域の拡大や、農業被害等を防止する観点から、下記の要件を満たし、アライグマを捕獲・駆除した場合、経費の助成を行います。

■支給要件

期 間 毎年 4月1日から6月30日

春季捕獲推進期間に、子どもを産む前のメスのアライグマを集中して駆除することによりアライグマの個体数の減少が図られます。

対 象

- 1.小平町内で捕獲・駆除を行い、ごみ処理施設(字鬼鹿富岡46-1)まで運搬したアライグマ
- 2.小平町内で捕獲し、小平町役場まで運搬したアライグマ

〈下記のいずれにも該当すること〉

- ✓ 外来生物法に基づく防除従事者証を所持していること
- ✓ 捕獲個体を指定場所まで運搬すること
- ✓ 小平町民であること

■奨励金支給額

捕 獲	1頭につき 1,000円
捕獲及び駆除	1頭につき 3,000円

■箱わなの貸与について

役場経済課にて箱わなを貸与していますので、使用したい方はお問合せください。

普通サイズ	4 個	箱わなの数には 限りがあります!!
大サイズ	4 個	

4月20日(月)に従事者講習会を開催しますので、資格を所持していない方は受講をお願いします。

■搬入・申請の流れ

- ① 搬入する前に役場経済課農林係まで連絡をお願いいたします。
駆除したアライグマを搬入する場合は、1頭ずつ別々の透明なビニール袋に入れて、マジックで搬入日、氏名、アライグマの雌雄を大きく記入してください。
役場へ搬入する場合は生きたままでも問題ありません。
ごみ処理施設へ搬入する際は、重量を計測のうえ、施設指定の冷凍庫へアライグマを搬入してください。

※土日祝日などの役場閉庁日、ごみ処理場の閉鎖日の受入れはできませんのでご了承ください。

- ② アライグマ駆除奨励金交付申請書を施設職員または役場職員へ提出してください。
申請書は、町ホームページ、役場経済課、ごみ処理施設にて取得可能です。なお、初めて申請をする場合は本人の振込口座番号のわかるものをご持参願います。
- ③ 後日、町職員が申請書内容と搬入数の突合し支給決定を行います。

〈搬入・持参受入れ日〉

ごみ処理施設	月～金曜日 午前9時～午後4時
小平町役場 経済課	月・水・金曜日 午前9時まで

アライグマ捕獲従事者講習会の開催について

農作物の被害を引き起こしているアライグマの防除を行う従事者認定の講習会を開催いたします。アライグマは、狩猟免許を持っていなくてもこの捕獲従事者講習会を受講することにより特定外来生物法に基づき捕獲を行うことができますので、受講希望者は下記のとおり申込みをお願いいたします。

令和8年4月20日(月) 15:00～ 健康福祉センター2階 大会議室

〈 内 容 〉

- *アライグマに関する基礎知識
- *アライグマ捕獲奨励金について
- *わなの設置方法および処分方法

〈 講 習 料 〉

- *無 料

〈 申 込 方 法 〉

経済課または各支所に備付けている申込書に必要事項を記入し、**4月13日(月)まで**提出してください。

※電話での受付も可能です。

※過去に講習を受けアライグマの防除を行っている方は、今回受講する必要はありませんが、受講することも可能です。

問 経済課農林係 ☎56-2111